

議案第68号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第2第44号金額の欄ア(イ)a中「住戸のうち同時に申請された住戸の数」及び「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄ア(イ)bからdまでの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄ア(ウ)a中「(市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。b及び第46号ア(ウ)において同じ。)」を削り、同欄イ(イ)中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(ウ)中「(市長が別に定めるものを除く。第46号イ(ウ)において同じ。)」を削り、同表第46号金額の欄ア(イ)及びイ(イ)中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別記様式第7による変更の認定の申請に係る改正後の飯能市手数料条例別表第2第46号の規定の適用については、同号金額の欄ア(イ)a中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号において「申請住戸数」という。）」と、同欄ア(イ)bからdまで及びイ(イ)中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。
- 3 市長が別に定める建築物に係る改正後の飯能市手数料条例別表第2第46号の規定の適用については、同号金額の欄ア(ウ)a中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。bにおいて同じ。）」と、同欄イ(ウ)中「共同住宅」と

あるのは「共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）」とする。

令和4年11月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～43 省略			1～43 省略		
44 都市の 低炭素化の 促進に關す る法律(平 成24年法 律第84 号)第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 (次号に規 定する審査 を除く。)	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に關する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7) 省略 (4) 住宅用途を含む 建築物の住戸部分 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次 に定める額 a 申請に係る1 の建築物の住戸 数(以下この号 及び第46号に おいて「住戸数 」という。)が 1戸のもの 1 件につき 5,000円 b 住戸数が1戸 を超え5戸以内 のもの 1件に つき 10,000円	44 都市の 低炭素化の 促進に關す る法律(平 成24年法 律第84 号)第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 (次号に規 定する審査 を除く。)	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に關する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7) 省略 (4) 住宅用途を含む 建築物の住戸部分 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次 に定める額 a 申請に係る1 の建築物の住戸 のうち同時に申 請された住戸の 数(以下この号 及び第46号に おいて「申請住 戸数」という。)が1戸のもの 1 件につき 5,000円 b 申請住戸数が 1戸を超え5戸 以内のもの 1 件につき 10,000円

c 住戸数が5戸
を超え10戸以
内のもの 1件
につき 18,000円

d 住戸数が10
戸を超えるもの
1件につき 31,000円

(ウ) 住宅用途を含む
建築物（住戸部分
を除く。）及び非
住宅建築物 次に
掲げる区分に応じ
それぞれ次に定め
る額

a 床面積の合計
が300平方メ
ートル以内のも
の 1件につき
10,000円

b 省略

イ ア以外の場合

(7) 省略

(4) 住宅用途を含む建
築物の住戸部分 次に
掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める

c 申請住戸数が
5戸を超え10
戸以内のもの
1件につき
18,000円

d 申請住戸数が
10戸を超える
もの 1件につ
き 31,000円

(ウ) 住宅用途を含む
建築物（住戸部分
を除く。）及び非
住宅建築物 次に
掲げる区分に応じ
それぞれ次に定め
る額

a 床面積の合計
（市長が別に定
める建築物につ
いては、共同住
宅の共用部分の
床面積を除く。
b及び第46号ア
(ウ)において同
じ。）が300平
方メートル以内
のもの 1件に
つき 10,000円

b 省略

イ ア以外の場合

(7) 省略

(4) 住宅用途を含む建
築物の住戸部分 次に
掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める

	額
a 住戸数が1戸のもの 1件につき	38,000円
b 住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 1件につき	66,000円
c 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 1件につき	96,000円
d 住戸数が10戸を超えるもの 1件につき	140,000円
(ウ) 共同住宅の共用部分 1件につき	111,000円
(エ)～(オ) 省略	

	額
a 申請住戸数が1戸のもの 1件につき	38,000円
b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 1件につき	66,000円
c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 1件につき	96,000円
d 申請住戸数が10戸を超えるもの 1件につき	140,000円
(ウ) 共同住宅(市長が別に定めるものを除く。第46号イ(ウ)において同じ。)の共用部分 1件につき	111,000円
(エ)～(オ) 省略	

45 省略		
46 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分

45 省略		
46 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分

する審査
(次号に規定する審査を除く。)

次に掲げる区分
に応じそれぞれ次
に定める額

a 住戸数が1戸
のもの 1件に
つき 2,500円

b 住戸数が1戸
を超え5戸以内
のもの 1件に
つき 5,000円

c 住戸数が5戸
を超え10戸以
内のもの 1件
につき 9,000円

d 住戸数が10
戸を超えるもの
1件につき
15,500円

(ウ) 省略

イ ア以外の場合

(ウ) 省略

(イ) 住宅用途を含む

建築物の住戸部分

次に掲げる区分

に応じそれぞれ次

に定める額

a 住戸数が1戸
のもの 1件に
つき 19,000円

b 住戸数が1戸
を超え5戸以内
のもの 1件に
つき 33,000円

c 住戸数が5戸
を超え10戸以

する審査
(次号に規定する審査を除く。)

次に掲げる区分
に応じそれぞれ次
に定める額

a 申請住戸数が
1戸のもの 1
件につき 2,500円

b 申請住戸数が
1戸を超え5戸
以内のもの 1
件につき 5,000円

c 申請住戸数が
5戸を超え10
戸以内のもの
1件につき 9,000円

d 申請住戸数が
10戸を超える
もの 1件につ
き 15,500円

(ウ) 省略

イ ア以外の場合

(ウ) 省略

(イ) 住宅用途を含む

建築物の住戸部分

次に掲げる区分

に応じそれぞれ次

に定める額

a 申請住戸数が
1戸のもの 1件
につき 19,000円

b 申請住戸数が
1戸を超え5戸
以内のもの 1
件につき 33,000円

c 申請住戸数が
5戸を超え10

	<p>内のもの 1件 につき 48,000円</p> <p>d <u>住戸数</u>が10 戸を超えるもの 1件につき 70,000円</p> <p>(カ)～(オ) 省略</p>
47～63 省略	

	<p>戸以内のもの 1件につき 48,000円</p> <p>d <u>申請住戸数</u>が 10戸を超える もの 1件につ き 70,000円</p> <p>(カ)～(オ) 省略</p>
47～63 省略	

(略)

様式第七 (第四十五条関係) (日本建築規格A列4番)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書 (略)

1. ～ 3. (略)
 4. 申請の対象とする範囲
 - 建築物全体
 - 複合建築物の非住宅部分
 - 複合建築物の住宅部分
 5. (略)
- (注意)
1. (略)
 2. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。

3. 4欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「√」マークを入れてください。

※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

(略)

様式第七 (第四十五条関係) (日本建築規格A列4番)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書 (略)

1. ～ 3. (略)
 4. 申請の対象とする範囲
 - 建築物全体
 - 住戸の部分のみ
 - 建築物全体及び住戸の部分
 5. (略)
- (注意)
1. (略)
 2. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り)を記載してください。

3. 4欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「√」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受けている集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にされている法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請(法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。)に係る申請書の様式については、新規別記様式第一、別記様式第三、別記様式第五及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請に基づき法第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受ける集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。



(抜 粋)

○国土交通省令第百六十八号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第九条第二項、第五十三条第一項及び第五十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 西村 明宏

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応し掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前			
<p>様式第一（第三条関係）</p> <p style="text-align: center;">集約都市開発事業計画認定申請書 (略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 申請の対象とする範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 特定建築物全体</p> <p><input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分</p> <p><input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分</p> <p>5. ～ 8. (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>様式第一（第三条関係）</p> <p style="text-align: center;">集約都市開発事業計画認定申請書 (略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 申請の対象とする範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 特定建築物全体</p> <p><input type="checkbox"/> 特定建築物全体及び住戸の部分</p> <p>5. ～ 8. (略)</p> <p>9. 集約都市開発事業計画の認定の申請に係る住戸に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1211 927 2085 1075"> <tr><td>【1. 特定建築物番号】</td></tr> <tr><td>【2. 住戸の番号】</td></tr> <tr><td>【3. 住戸の存する階】 階</td></tr> </table> <p>(注意)</p> <p>1. この欄は、特定建築物の住戸の部分について集約都市開発事業計画の認定の申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。</p> <p>2. この欄は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。</p>	【1. 特定建築物番号】	【2. 住戸の番号】	【3. 住戸の存する階】 階
【1. 特定建築物番号】				
【2. 住戸の番号】				
【3. 住戸の存する階】 階				
<p>様式第三（第七条関係）</p> <p style="text-align: center;">集約都市開発事業計画変更認定申請書 (略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 申請の対象とする範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 特定建築物全体</p> <p><input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分</p> <p><input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分</p> <p>5. (略)</p>	<p>様式第三（第七条関係）</p> <p style="text-align: center;">集約都市開発事業計画変更認定申請書 (略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 申請の対象とする範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 特定建築物全体</p> <p><input type="checkbox"/> 特定建築物全体及び住戸の部分</p> <p>5. (略)</p>			